⑦ 追加特記事項

① 公共事業労務費調査への協力　※協力する

② 工事監理方式　共同監理　・有り　⊙無し

③ 適用基準等
・営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修）
※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成参照）
・

4 工事成績評定　※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式等は、工事運行マニュアルによる。）

⑤ 工事機械
（機械の選定）※機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、騒音、振動等について十分注意して行なわなければならない。また工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械を選定しなければならない。
機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。

（組立及び解体）※機械の組立及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指導により、定められた手順を厳守しなければならない。

（使用及び移動）※建設機械を使用し又は移動させる場合は、機械類に関する関係法令を厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損害を与えることがないようにしなければならない。
※建設機械を作動させる範囲は、原則として工事現場内としなければならない。やむを得ず工事現場外で使用させる場合には、作業範囲内へ立ち入りを制限する等措置を講じなければならない。
※架線、構造物又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、車止めの措置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張り員の配置等の措置を講じなければならない。

（移動式クレーン）※移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力を持った機械を選定しなければならない。
※移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度接地圧、アウトリガーの反力等の検討・確認を行い、適切な作業地盤上で使用しなければならない。
※移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺から、吊荷、吊具等の落下、飛散等に十分注意すると共に、これらによる危害を防止するための措置を講じなければならない。

（排出ガス対策型等建設機械）※本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用するものとする。排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、排出ｶﾞｽ対策型建設機械と同等とみなす。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機　種	備　考
一般工事用建設機械	
⊙バックホウ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ ｴﾝｼﾞﾝ (ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械に限る。
⊙トラクタショベル（車輪式）	
⊙ブルドーザ	
⊙発動発電機（可搬式）	
⊙空気圧縮機（可搬式）	
⊙油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載するもの 油圧ﾊﾝﾏ・ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽﾀｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機、全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機）	
⊙ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
・ホイールクレーン	
※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	

6 電子納品　本工事は、新潟県CALS/EC整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事であり、以下の各項により履行するものとする。
1 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSｼｽﾃﾑ（以下「CALSシステム」という。）を利用して電子協議(注1)を行わなければならない。
2 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品(注2)を行わなければならない。
3 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてＣＤ-Ｒ２部（枚）および紙による成果品として１部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県CALSシステムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。
4 受注者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。
5 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、受注者は後日CALSシステムを通じ監督員の確認を得なければならない。

6 電子納品
6 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、CALSシステムの利用料として、新潟県CALSシステム利用登録料を別途積上げ計上している。
7 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類（銀行振込みの写しなど）を工事完了時に提出すること。
8 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。

（電子検査）・実施する　・実施しない
電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する(注3)「平成２５年度電子検査実施要領」による。

(注１)電子協議とは、提示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書等）にて行うことをいう。
(注２)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する(注3)新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。
(注３)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。

7 建設廃棄物の処理
1 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称		
工事場所／施設所在地		
連絡先		
仮置場所の有無		
備考		

4 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬出する廃棄物名	コンクリート、アスファルト類・金属類	
処理施設名称	新潟ガーピッチ（株）第２プラント	
施設所在地	南魚沼市小川1284-1	
連絡先	025-774-3088	
備考	9.7Km	

搬出する廃棄物名	金属屑	
処理施設名称	新潟ガーピッチ（株）ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	
施設所在地	南魚沼市田崎740-6	
連絡先	025-775-3771	
備考	5.8Km	

搬出する廃棄物名	廃プラスチック	
処理施設名称	新潟ガーピッチ（株）ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	
施設所在地	南魚沼市田崎740-6	
連絡先	025-775-3771	
備考	5.8Km	

搬出する廃棄物名	木屑	
処理施設名称	新潟ガーピッチ（株）第１プラント	
施設所在地	南魚沼市宮2336-1	
連絡先	025-773-5769	
備考	6.2Km	

搬出する廃棄物名	廃石膏ボード・混合廃棄物	
処理施設名称	新潟ガーピッチ（株）ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	
施設所在地	南魚沼市田崎740-6	
連絡先	025-775-3771	
備考	5.8Km	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7 建設廃棄物の処理
6 再生資源利用計画書を作成するものとする。

7 再生資源利用促進計画書を作成するものとする。

8 自ら産業廃棄物を運搬・処分する場合以外は、委託契約書の写しを提出すること。

9 廃棄物は適正に処理し、マニフェストを交付するとともにその写しを提出すること。
提出物　※排出事業者保存用伝票全ての写し（Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票）
当該工事の受渡確認票、マニフェスト情報登録証明など（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄの場合）

10 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、１～９の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

○解体撤去工事に係る撤去備品リスト

施設名：**勤労青少年ホーム**

整理No.	品名	形状（cm） W	L	H	数量
	屋内備品				
1	移動式掲示板	180	90	180	5
2	移動式パイプ台	100	40	70	1
3	木製台	120	50	70	4
4	木製台	29	40	66	1
5	スチールコート掛け	Φ		180	8
6	スチール傘立て	110	45	50	1
7	傘				10
8	スチールテーブル	45	180	70	4
9	掲示板	180	90		12
10	スチール台	100	60	75	1
11	コピー機	65	65	100	1
12	プラスチックゴミ箱	30	30	50	6
13	スチール台	120	40	90	1
14	スチール収納	95	52	180	8
15	スチール棚	40	40	90	8
16	椅子				3
17	スチール机	135	75	75	4
18	時計（大1　他５）				6
19	流し台	120	55	80	1
20	調理台	60	55	125	1
21	ガス台	56	35	10	1
22	瞬間湯沸かし器				1
23	戸棚	60	180		3
24	ファンヒーター				1
25	電気ストーブ				1
26	扇風機				1
27	木製棚	230	60	180	5
28	箱入不用品（小物）（分別無し）	50	35	35	42
29	雪囲い板類				2.79㎥
30	カラーボックス	40	30	90	3
31	洗濯機				1
32	木製下足入れ	360	40	190	1
33	木製下足入れ	280	40	190	1
34	スノコ板	360	90		2
35	スチール白板	120	100		1
36	スチール白板	180	90		1
37	スチール黒板	180	90		4
38	スチール台	40	60	135	3
39	スチール机	100	60	70	13
40	キャスター付き物入れ				1
41	カガミ	90	180		3
42	木製棚	175	46	190	2
43	木製棚	90	30	180	1
44	木製棚	180	30	180	2
45	木製机	90	60	90	1
46	運動用ぶら下がりパイプ	55	60	200	1
47	掃除機				1
48	エレキギター				1
49	アルミ製梯子　L3800　2連式				1
50	ピアノ	154	67	130	1
51	電子レンジ				1
52	ポット				7
53	ジャー				6
54	硝子コップ　皿　茶碗				270
55	スチール　テーブル	135	60		1
56	スチール　テーブル	90	120		1
57	木製棚	30	420	87	1
58	木製棚	30	420	287	1
59	木製棚	40	40	60	6
60	調理台（レンジ付）	90	210	80	1
61	姿見	45		155	2
62	飾り棚	38	80	150	1
63	スチール棚	56	30	60	1
64	スチール棚	90	40	90	1
65	畳				18
66	雑品	60	60	90	1
67	カーテン	250		180	12
68	雑品	40	40	90	8
	屋上備品				
	ポール基礎	90	80	50	1
	アルミポール	Φ80		500	1
	手摺基礎	70	25	36	16
	手摺基礎	25	25	36	24
	手摺	Φ40 子Φ13		110	82m
	タラップ	Φ35 子Φ18	50	380	1

仕様書（そのⅡ）　南魚沼市

変更	発注者 南魚沼市	新潟県南魚沼市畔地555　TEL 025(774)2622 O.tech オーテック 一級建築士（大臣）登録第187272号 一級建築士事務所　登録（ホ）第３３２２号　大塚義夫	工事名：勤労青少年ホーム解体工事 図面名称：解体特記仕様書（2） 年月日 縮尺 FREE 図面番号 -03 ㊞ 電 構 機